

全国健康関係主管課長会議資料

平成24年2月3日(金)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
疾病対策課

目 次

頁

1. 難病対策について

- (1) 難治性疾患克服研究事業について…………… 1
- (2) 特定疾患治療研究事業について…………… 1
- (3) 難病特別対策推進事業について…………… 2
- (4) 難病情報センター事業について…………… 4
- (5) 特定疾患医療従事者研修事業について…………… 4
- (6) CJDサーベイランス体制の強化等について…………… 4
- (7) 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業について…………… 5
- (8) 特定疾患治療研究事業におけるスモンの取扱いについて…………… 5
- (9) 難病対策の見直しについて…………… 6

2. エイズ対策について

- (1) 検査・相談体制の充実について…………… 8
- (2) 個別施策層に対する検査に係る目標設定について…………… 8
- (3) 地域における総合的な医療提供体制の充実について…………… 9
- (4) NGO等との連携について…………… 9
- (5) その他…………… 9

3. ハンセン病対策について

- (1) ハンセン病問題の経緯について…………… 10
- (2) ハンセン病問題の解決の促進に向けた施策の実施について…………… 11

4. リウマチ・アレルギー対策について

- (1) リウマチ・アレルギー相談員養成研修会について…………… 13
- (2) リウマチ・アレルギー疾患に関する正しい情報の普及について…………… 13
- (3) リウマチ・アレルギー特別対策事業について…………… 14
- (4) 花粉症対策について…………… 14

5. 腎疾患対策について

- (1) 慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について…………… 14
- (2) 腎疾患に関する正しい情報の普及について…………… 14

6. 慢性疼痛対策について…………… 15

1. 難病対策について

平成24年度予算（案）においては、

- ①難治性疾患の原因解明や治療法の確立に向けた難治性疾患克服研究事業、
 - ②難病患者の医療費負担を軽減する特定疾患治療研究事業、
 - ③難病相談・支援センター事業等による地域における難病患者の生活支援
- など、難病対策を総合的に推進・充実することとしており、難病対策関係予算として総額約2,132億円、うち疾病対策課分として358億円を計上した。

(1) 難治性疾患克服研究事業について

難病に関する研究については、難病の診断・治療法の開発等の研究を推進する難治性疾患克服研究事業に80億円、平成23年度に続き病因解明等を加速させる「健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクトの推進（難病、がん、肝炎等の疾患の克服（うち難病関連分野）」に20億円、計100億円を平成24年度予算（案）に計上した。

難治性疾患克服研究事業では、臨床調査研究分野の130疾患の研究を進め、研究奨励分野（これまで十分に研究が行われていない疾患について、診断法の確立や実態把握のための研究）により、研究内容の充実を図る。

「健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクトの推進（難病、がん、肝炎等の疾患の克服（うち難病関連分野）」では、次世代遺伝子解析装置を用いて、疾患の早期解明や新たな治療法・開発を加速度的に推進する。

なお、24年度の研究奨励分野では、より多くの疾患を効率的に研究するため、これまでの単独疾患ごとの課題公募から、類似疾患を集める形での疾患群ごとの課題公募を導入するとともに、治療技術実用化等に重点を置いた公募を実施する。

(2) 特定疾患治療研究事業について

特定疾患治療研究事業（難病の医療費助成）については、平成24年度予算（案）に350億円（対前年度70億円増額、25%増）を計上した。

さらに、昨年12月20日の4大臣と民主党政調調査会長の合意により、平成24年度における暫定的対応として、年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分の一部（269億円）を特定疾患研究事業の地方の超過負担の財源として活用することとされた。

特定疾患治療研究事業の対象疾患は56疾患であり、その旨の十分な周知をお願いする。また、引き続き公費負担医療の効果的かつ適切な実施に努めて頂きたい。

ア 医療受給者証の有効期間の始期について、交付申請書の受理日からとしているが、申請者の中には対象となることを知らずに申請が遅れた事例等が発生していることから、各都道府県で、郵送等による申請受付など窓口での申請受付体制の整備を推進するとともに、医療機関等を通じて本事業の手続きを含め十分な周知に引き続き努められたい。

イ 対象者の認定・審査が円滑に行われるよう、都道府県特定疾患対策協議会の実施体制の確保や特定疾患解析システム（難病患者認定適正化事業（国庫補助事業））を活用した体制の整備を引き続き図られたい。

（3）難病特別対策推進事業について

本事業については、難病患者に対する総合的な相談・支援や地域での受入病院の確保、在宅療養上の適切な支援、安定した療養生活の確保、難病患者とその家族の生活の質の向上に資することを目的に実施しており、平成24年度予算（案）で約8億円を計上した。

都道府県においては、平素よりご努力頂いているが、引き続き事業の実施及び充実に向けて積極的に推進されるよう、願います。

ア 難病相談・支援センター事業

本事業については、難病患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域の難病患者等への支援を一層推進するため、平成15年度から開始し、平成19年度には全都道府県に難病相談・支援センターを設置した。

本事業の実施について、内容の充実を図りつつ、引き続き難病患者への支援をお願いします。

とりわけ、難病患者の就労支援は患者の関心も高く、患者の自立支援のためにも大変重要である。難病患者就労支援事業として、難病患者就労支援協議会の開催経費や難病患者に対する就労支援計画の策定などの環境整備等のため、本事業の積極的な活用や取組を重ねて願います。

なお、本事業の実施に当たっては、公共職業安定所等の各種公共関係機関や患者会等とも十分に連携を図り、地域の実情に応じた内容となるよう、御配慮をお願いします。

イ 重症難病患者入院施設確保事業

本事業は、重症難病患者の適時・適切な入院施設の確保等が行えるよう、都道府県ごとに拠点・協力病院による難病医療体制（拠点病院：都道府県ごとに1か所、協力病院：概ね二次医療圏ごとに1か所を整備）の整備等を行うものである。

拠点病院及び協力病院の整備について、未整備の都道府県にあつては、引き続き地域の実情に応じた整備の促進に御協力をお願いします。

なお、平成22年度に開始した、在宅療養中の重症難病患者であつて、介護者の事情により在宅で介護等を受けることが困難になった場合に一時的に入院することが可能な病床を各都道府県の難病拠点病院に確保するための事業についても、引き続き積極的な活用をお願いします。

また、重症難病患者拠点・協力病院の体制整備のため、保健衛生施設等設備整備費補助金の国庫補助対象設備となっている。医療機器（人工呼吸器、患者監視（モニタリング）装置）及び非常用電源装置（非常用発電機、無停電電源装置）の積極的な整備も併せて願います。

ウ 難病患者地域支援対策推進事業

本事業は、難病患者の在宅療養の生活の質の向上を図るため、①患者ごとの在宅療養支援計画の策定・評価事業、②医療相談事業、③医療相談事業に参加できない難病患者等への訪問相談事業、④訪問指導（診療）事業を推進するものである。

各都道府県・保健所設置市・特別区にあつては、保健所を中心に地域の医療機関、市町村福祉部署等の関係機関と十分な連携を図り、地域の実情に応じた支援について、特段の御配慮を願います。

エ 神経難病患者在宅医療支援事業

本事業は、診断の困難な神経難病の早期確定診断を行うとともに、当該神経難病患者等の療養上の不安を解消し、安定した療養生活を確保するため、一般診療医の要請により都道府県等に配置した専門医による在宅医療支援チームを派遣する体制を確保することを主な目的としており、引き続き体制の確保に向けた取組を願います。

オ 難病患者認定適正化事業

本事業で使用する特定疾患解析システムの入力は、対象患者の認定業務の効率化や難病患者動向等を全国規模で把握することを目的に行っており、これまでも的確な調査票の電算処理（入力及び厚生労働省への登録）を願っているが、依然として厚生労働省への登録件数が未だに低い状況にある。

厚生労働省に登録されるデータの入力は、研究事業として必要であることから、的確な臨床調査個人票の電算処理に努めて頂くよう願います。

また、難病患者の認定基準の遵守についても、引き続き周知徹底を図って頂くよう願います。

カ 難病患者等居宅生活支援事業

本事業は、地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、難病患者等の自立と社会参加を促進することを目的としているが、未だ本事業を実施していない市町村もあることから、保健所等を通じて管内の市町村に対する事業の周知や地域の実情に応じた本事業の実施の促進について特段の御配慮を願います。